改正

昭和62年7月1日 昭和63年12月1日 平成元年6月1日 平成2年4月1日 平成16年3月29日告示第46号 平成18年3月22日告示第38号 平成27年5月21日告示第78号 平成28年9月7日告示第105号 平成30年3月6日告示第19号

令和3年4月13日告示第68号

集会所等の新設等及び修繕に対する補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、名張市補助金等の交付に関する規則(昭和44年規則第4号)に定めがあるもののほか、各地域における基礎的コミュニティの集会所等住民共通の施設を充実することにより、当該地域の福祉の向上並びに自治振興に寄与すると認められるものに対して交付する補助金は、この要綱によるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に掲げるところによる。
  - (1) 「新設等」とは、施設の新築、増築、改築、移転又は購入による取得をすることをいう。
  - (2) 「修繕」とは、施設の改修及び補修工事で、事業費が30万円以上であるものをいう。 (交付の対象)
- 第3条 市長は、予算の範囲内において、施設の新設等又は修繕(次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定めるものに限る。)を行う者(新設等の場合にあっては、認可地縁法人(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第7項に規定する認可地縁法人をいう。以下同じ。)又は認可地縁法人となることを約した者に限る。)に対し、この要綱に基づく補助金を交付することができる。
  - (1) 耐震補強を目的とする木造の施設の修繕の場合 当該修繕により評点 (三重県木造住宅耐

震診断マニュアル等による評点をいう。)が1.0以上となるもの

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 市長が認めたもの (交付額)

- 第4条 新設等及び修繕事業に対する補助額は、直接事業費(施設の新設等の場合にあっては、当該施設の本体工事に要する費用又は当該施設及びその敷地の取得に要する費用に限り、施設の解体、撤去又は処分に要する費用を除く。)から当該事業を行う者以外の者が負担した補助金、助成金、協賛金、寄付金等を差し引いた額を補助対象額として、次により算出した額とする。
  - (1) 新設等は、補助対象額に2分の1を乗じて得た額(当該額に1万円未満の端数がある場合にあっては、これを切り捨てた額)とし、その最高限度額を600万円とする。ただし、複数の基礎的コミュニティが共同で一の施設を新設する場合最高限度は、基礎的コミュニティごとに新設等をする場合に算出される最高限度額を合計した額とする。
  - (2) 修繕は、補助対象額に2分の1を乗じて得た額(当該額に1万円未満の端数がある場合に あっては、これを切り捨てた額)とし、最高限度額を100万円とする。ただし、複数の基礎的コ ミュニティが共同で設置した施設を修繕する場合の最高限度は、基礎的コミュニティごとに設 置されているとした場合に算出される最高限度額を合計した額とする。
  - (3) 市の重要施策推進上特に市長が必要と認めた場合は、前2号により算出した補助額に、別途加算することができるものとする。

(交付の制限)

- **第5条** この要綱に基づいて、新設等及び修繕事業を完了した施設は、その翌年度から起算して、 次の間は補助金の交付を受けることができない。
  - (1) 新設等をした施設は20か年間
  - (2) 修繕をした施設は5か年間

## 附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。
  - (交付対象の特例)
- 2 薦原地域集会所補助金加算基準(令和3年告示第68号)に規定する対象集会所を修繕しようとする場合における第4条の規定の適用は、同条各号列記以外の部分中「額とする。」とあるのは「額とする。この場合において、当該額は、補助対象額を超えることができないものとする。」とする。

附 則 (昭和62年7月1日)

この要綱は、昭和62年7月1日から施行する。

**附 則**(昭和63年12月1日)

この要綱は、昭和63年12月1日から施行する。

附 則(平成元年6月1日)

この要綱は、平成元年6月1日から施行する。

附 則(平成2年4月1日)

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

**附** 則(平成16年3月29日告示第46号)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

**附** 則(平成18年3月22日告示第38号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則** (平成27年5月21日告示第78号抄)

(施行期日)

1 この基準は、告示の日から施行する。

**附** 則(平成28年9月7日告示第105号)

(施行期日等)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行し、改正後の集会所等の新設及び修繕に対する補助金 交付要綱の規定は、平成29年度の補助金から適用する。

(名張地区集会所補助金加算基準の一部改正)

2 名張地区集会所補助金加算基準(昭和63年11月22日制定)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(名張市中央西土地区画整理事業区域内集会所補助金加算基準の一部改正)

3 名張市中央西土地区画整理事業区域内集会所補助金加算基準(平成19年告示第167号)の一部を 次のように改正する。

(次のよう略)

(薦原地域集会所補助金加算基準の一部改正)

4 薦原地域集会所補助金加算基準(平成27年告示第78号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(集会所新築等補助事業に関する内規の一部改正)

5 集会所新築等補助事業に関する内規(平成2年12月20日制定)の一部を次のように改正する。 (次のよう略)

**附** 則 (平成30年3月6日告示第19号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和3年4月13日告示第68号抄)

(施行期日)

- 1 この基準は、告示の日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。 (集会所等の新設等及び修繕に対する補助金交付要綱の一部改正に伴う経過措置)
- 5 前項の規定による改正後の集会所等の新設等及び修繕に対する補助金交付要綱附則第2項の規 定は、令和3年度以後の補助金から適用し、令和2年度以前の補助金については、なお従前の例 による。